

# 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬への業績反映の状況について  
勤勉手当について、平成24年度の厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮して決定した割合(成績率)を乗じることにより業績を反映させた。

法人の長の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の判断】

当機構は、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行うことを使命としている。

その中で当機構理事長は、法人全体の業務を統括し組織の円滑な運営を行い、役職員が一体となって使命を達成するため、強力な指導力や、高いマネジメント能力等を発揮することが求められる。

当機構理事長の報酬水準については、平成15年10月の独立行政法人設立時点から事務次官の報酬を下回っており、その後も本俸月額引下げを実施している。また、他法人との比較では、前年度の給与水準公表における他法人の法人の長の年間報酬と比較して低い水準であり、当機構理事長の職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると報酬水準は妥当と考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

理事長の職務内容の特性や他法人の報酬水準の比較を勘案すると、妥当な報酬水準であると考えられる。

#### ② 役員報酬水準の改定内容

理事長	「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)(以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与見直しを踏まえた減額(本俸月額、地域手当及び賞与を9.77%減額)を実施するとともに、職員の諸手当を国と同様とする見直しを行ったことに伴い、役員地域手当についても国と同じ支給割合としている。
理事長代理	法人の長に同じ。
理事	法人の長に同じ。
監事	法人の長に同じ。
監事(非常勤)	改定なし。

注:常勤役員の本俸月額は役員給与規程第4条の規定にかかわらず、規程附則第3条に掲げる額としている。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 15,335	千円 10,091	千円 3,888	千円 1,009 (地域手当) 346 (通勤手当)			
A理事長代理	千円 4,791	千円 2,554	千円 1,760	千円 367 (地域手当) 107 (通勤手当)		7月9日	◇
B理事長代理	千円 10,220	千円 6,717	千円 2,001	千円 1,209 (地域手当) 293 (通勤手当)	7月11日		◇
A理事	千円 4,330	千円 2,293	千円 1,580	千円 330 (地域手当) 126 (通勤手当)		7月9日	◇
B理事	千円 9,149	千円 6,029	千円 1,796	千円 1,085 (地域手当) 238 (通勤手当)	7月11日		◇
C理事	千円 6,269	千円 4,174	千円 1,529	千円 417 (地域手当) 149 (通勤手当)		9月30日	
D理事	千円 5,273	千円 4,174	千円 507	千円 417 (地域手当) 174 (通勤手当)	10月1日		
E理事	千円 12,948	千円 8,348	千円 3,216	千円 834 (地域手当) 548 (通勤手当)			
F理事	千円 12,553	千円 8,348	千円 3,216	千円 834 (地域手当) 154 (通勤手当)		3月31日	※
A監事	千円 5,658	千円 3,784	千円 1,386	千円 378 (地域手当) 109 (通勤手当)		9月30日	※
B監事	千円 4,680	千円 3,784	千円 460	千円 378 (地域手当) 57 (通勤手当)	10月1日	3月31日	※
A監事 (非常勤)	千円 2,151	千円 2,151	千円 0	千円 0		12月31日	
B監事 (非常勤)	千円 717	千円 717	千円 0	千円 0	1月1日		

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄としている。

注3:単位未満切捨てとしている。各内訳欄の合計と総額の数字は千円未満切捨ての関係で一致しないことがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

[高齢・障害・求職者雇用支援機構]

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
理事長						該当者なし	
理事長代理	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

組織・業務の効率化等を進めつつ、人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるように厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

管理職を通じてヒアリングを実施し昇給・昇格により反映させるとともに、勤務成績等については勤勉手当において反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当は基準日前の一定期間の勤務成績により手当額に反映する。

##### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 給与制度を国に準じた内容とするため、以下の改正を実施した。
  - ① 事務職員について、国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用
  - ② 諸手当について、職業訓練指導員手当を廃止する等、国と同様の制度を適用
  - ③ 55歳を超える職員について昇給停止
  
- 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講じた。  
平成24年4月から平成26年3月までの間、
  - ① 役員の報酬について、本俸月額・賞与等を減額(▲9.77%)
  - ② 職員の給与について、俸給月額等を以下のとおり減額(行(一)相当職員)
    - ・ 俸給月額 7級以上 ▲9.77%
    - 3級～6級 ▲7.77%
    - 1級～2級 ▲4.77%
    - ・ 職務手当 一律▲10%
    - ・ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
    - ・ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額  
は、減額後の俸給月額等の月額により算出

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	3,056	44.4	6,238	4,799	137	1,439
事務・技術	981	45.2	6,399	4,921	164	1,478
職業訓練職	1,679	44.5	6,244	4,788	121	1,456
障害者職業 カウンセラー職	371	40.8	5,812	4,450	131	1,362
特例待遇職員	25	55.8	5,817	5,817	215	0
任期付職員	13	66.7	9,964	7,593	193	2,371
事務・技術	11	67.3	10,321	7,803	191	2,518
職業訓練職	2					
非常勤職員	573	60.4	3,456	2,675	140	781
嘱託職員	573	60.4	3,456	2,675	140	781

注1:対象となる職員は、平成26年4月1日現在で在職している職員のうち、次に掲げる者を除いている。

- ・平成25年度の給与支給額がない者
- ・欠勤、病気休職等で平成25年4月以降の給与を減額された者
- ・平成25年度の途中で採用された者
- ・平成25年度に採用された者で、在職期間が不足するために夏季賞与が減額される者

注2:「年間給与額」は平成25年度に支給された給与から時間外手当を控除している。

注3:「所定内給与」は「年間給与額」から賞与を控除している。

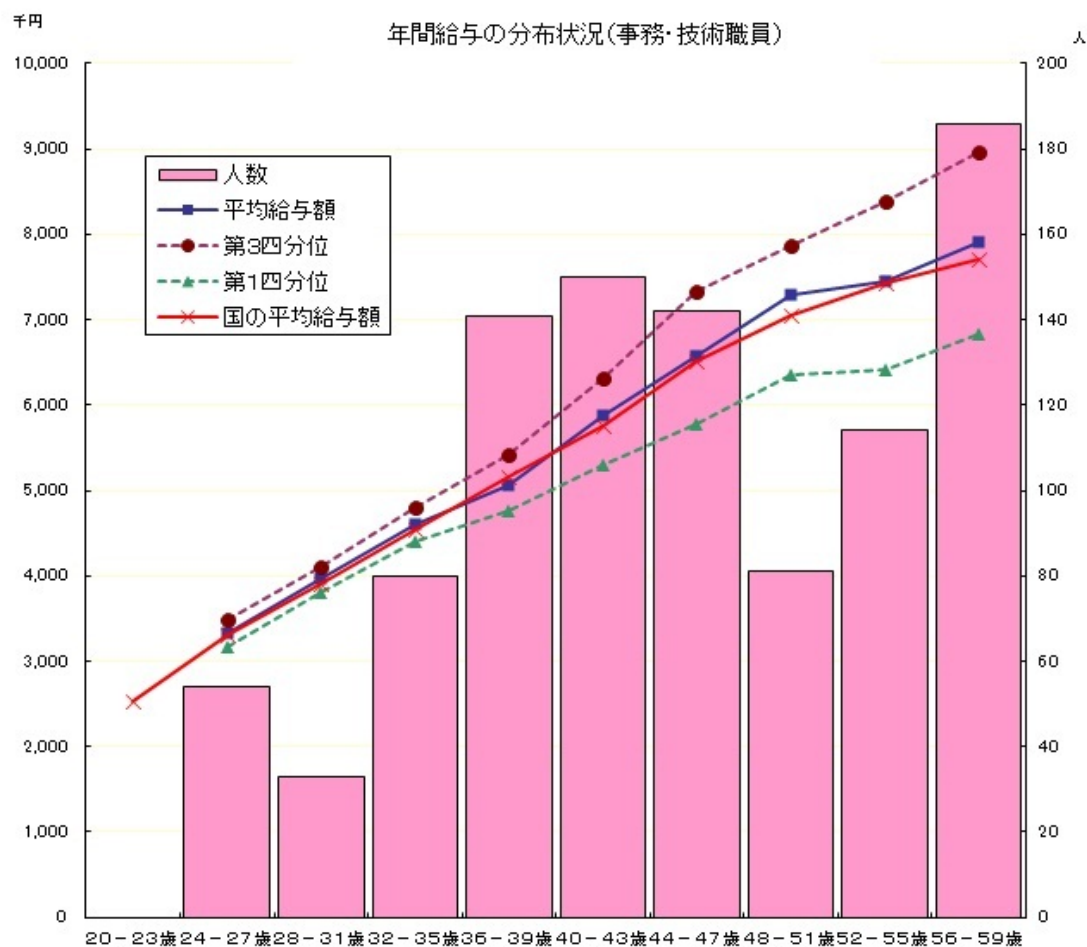
注4:「特例待遇職員」とは、出向契約等に基づき本法人が給与の一部しか負担していない者をいう。

注5:在外職員、再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注6:研究職種、医療職種、教育職種については、該当者がいないため記載を省略した。

注7:任期付職員の職業訓練職については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		
			第1分位 千円	第3分位 千円	
代表的職位				平均 千円	
・部長相当	16	57.6	9,969	10,375	10,802
・課長相当	88	55.5	8,045	8,435	8,756
うち本部課長	14	52.7	8,315	8,701	9,337
・課長補佐相当	110	50.9	7,317	7,598	7,940
・係長相当	217	44.3	5,434	5,770	6,109
・係員相当	313	35.1	4,028	4,526	5,024
うち本部係員	84	31.1	3,734	4,077	4,660

注:「四分位」とは、ばらつきの度合を示す指標のひとつ。この表における「第1分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3分位」とは小さいほうから75%目の額とする。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		本部係員 地方施設係員	本部係員 地方施設係員	本部係員 地方施設係長	本部係長 地方施設係長	本部課長補佐 地方施設課長等
人員 (割合)	981 人	該当者なし 人	91 (9.3%) 人	222 (22.6%) 人	217 (22.1%) 人	197 (20.1%) 人
年齢(最高～最低)		}	36 } 24 歳	54 } 31 歳	59 } 35 歳	59 } 39 歳
所定内給与年額(最高～最低)		}	3,419 } 2,205 千円	4,933 } 2,968 千円	5,884 } 3,442 千円	6,525 } 4,037 千円
年間給与額(最高～最低)		}	4,385 } 2,886 千円	6,249 } 3,888 千円	7,417 } 4,578 千円	8,154 } 5,399 千円
区分	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職位	本部課長補佐 地方施設課長等	本部課長 地方施設長等	本部次長 地方施設長等	本部部長 地方施設長等	本部部長等	
人員 (割合)	110 (11.2%) 人	88 (9.0%) 人	40 (4.1%) 人	15 (1.5%) 人	1 (0.1%) 人	
年齢(最高～最低)	59 } 42 歳	59 } 49 歳	59 } 54 歳	59 } 50 歳	}	
所定内給与年額(最高～最低)	6,791 } 5,229 千円	7,372 } 5,659 千円	7,570 } 6,263 千円	8,377 } 6,800 千円	}	
年間給与額(最高～最低)	8,550 } 6,753 千円	9,528 } 7,377 千円	9,926 } 8,417 千円	11,401 } 9,260 千円	}	

注：10級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.8%	64.6%	63.3%
	査定支給分(勤勉相当)〔平均〕	38.2%	35.4%	36.7%
	最高～最低	46.1～33.3%	42.7～30.8%	44.3～32.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	67.7%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)〔平均〕	34.9%	32.3%	33.5%
	最高～最低	35.5～32.9%	33.6～30.4%	34.2～31.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

101.3

対他法人

96.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	101.3
	参考	地域勘案 106.2 学歴勘案 98.0 地域・学歴勘案 104.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>① 当機構の事務職員のうち大卒以上の者は、全体の91.8%を占め、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のうち大卒以上の者の54.1%(参考「平成25年国家公務員給与等実態調査の結果」表第2表より算出)を大幅に上回っていることによる。                      なお、学歴勘案による対国家公務員指数は98.0と国家公務員を下回っている。</p> <p>② 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等に基づき職員宿舍の廃止を進めていること及び全国規模の異動が多いことから、借家・借間に居住する者が年々増加傾向にあり、住居手当の支給水準は国家公務員と同じであるが、支給される者が全体の49.0%を占め、国家公務員の16.8%(参考「平成25年国家公務員給与等実態調査の結果」表第9より算出。以下同じ。)を大幅に上回っていることによる。また、単身赴任手当についても支給される者が全体の13.6%を占め、国家公務員の8.3%を上回っていることによる。</p> <p>③ 地域勘案及び地域・学歴勘案の指数については、国の本府省が1級地(東京都特別区(18%))に置かれているのに対し、当機構の本部事務所は4級地(千葉市(10%))に置かれており、当該4級地に在勤する事務職員の割合が高くなっていることによる。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.4%】                      (国からの財政支出額 79,137百万円、支出予算の総額 126,864百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 なし(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合12.4%(事務職員数981人中122人)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合91.8%(事務職員数981人中901人)】</p> <p>【総支出額に占める給与・報酬等支給総額の割合20.8%】                      (総支出額110,025百万円、給与・報酬等支給総額22,936百万円:平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】                      当機構は、高齢者、障害者及び求職者の雇用の支援のための専門性の高い事業を全国規模で行っている我が国唯一の機関であり、他に同様の規模で類似の事業を行っている団体及び民間企業は存在しないこと。また、事業のための財源は国からの交付金の割合が62.4%であることから、機構の給与水準は、国との比較が妥当であること。                      平成25年度決算における給与、報酬等支給総額の占める割合は20.8%であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていないこと。なお、累積欠損はないこと。                      当機構の給与水準については、国と同様の給与制度としているため俸給、諸手当は国と同等の水準となっており、管理職割合は12.4%となっていること。大卒以上の割合が大きいことを考慮した学歴勘案では98ポイントと国を下回っていること。その他の指数については、住居手当及び単身赴任手当の受給者割合が国よりも大幅に高いことや本部事務所が千葉市に置かれていることにより国を上回っているものであり、給与水準が国より高いものではないこと。</p> <p>【主務大臣の検証結果】                      地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様になんら得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>	
講ずる措置	<p>平成25年度から、事務職員について国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用し、諸手当についても国と同様にする等、国家公務員との給与水準の均衡を図ったところであり、引き続き、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化に努めることとする。</p>	

注:金額については、単位未満切り捨て、割合については小数点第2位で四捨五入とした。



### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 25年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 22,936,565	千円 23,824,359	千円 (%) △ 887,794 (△ 3.7)	千円 (%) - -
退職手当支給額 (B)	千円 4,221,711	千円 4,450,225	千円 (%) △ 228,514 (△ 5.1)	千円 (%) - -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 8,102,695	千円 8,015,596	千円 (%) 87,099 (1.1)	千円 (%) - -
福利厚生費 (D)	千円 5,509,703	千円 5,634,340	千円 (%) △ 124,637 (△ 2.2)	千円 (%) - -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 40,770,674	千円 41,924,520	千円 (%) △ 1,153,846 (△ 2.8)	千円 (%) - -

注: 金額については、単位未満切り捨て、増減率については小数点第2位で四捨五入とした。

#### 総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」が比較減(△887,794千円、△3.7%)となった理由  
職業訓練指導員手当の廃止や55歳を超える職員の昇給停止等、給与水準適正化に向けた見直しにより減少した。
- 「最広義人件費」が比較減(△1,153,846千円、△2.8%)となった理由  
上記1の減額要因と同様である。

#### (参考)

「国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じた。

- 役員に関する講じた措置の概要  
平成25年4月から退職手当計算式に下記のとおり調整率を乗じる。
  - 平成25年9月30日まで 95.45/100
  - 平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 90.90/100
  - 平成26年7月1日以降 86.35/100
- 職員に関する講じた措置の概要  
平成25年7月から退職手当計算式に下記のとおり調整率を乗じる。
  - 平成25年9月30日まで 98/100
  - 平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 92/100
  - 平成26年7月1日以降 87/100

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし